

# 香川県報



号 外

平成 16 年

9 月 14 日（火曜日）

## 目 次

条 例

●香川県税条例の一部を改正する条例

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

（税 務 課） 二

### 本号で公布された条例のあらまし

香川県税条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十六号）

- 1 天災その他の災害により滅失し、若しくは損壊した自動車又はそれに代わる自動車の取得について自動車取得税の減免措置を講ずるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年九月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十六号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例(昭和二十九年香川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第百三条の七第一項に次の二号を加える。

六 取得した自動車とその取得の日から一月以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した  
場合における当該自動車の取得

七 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車(前号の規定により自動車取得税の減免  
を受けた自動車を除く。以下「被災車」といふ。)に代わる自動車(以下「代替車」といふ。)

を当該災害のやんだ日から六月以内に取得した場合における当該代替車の取得

第百三条の七に次の二項を加える。

7 第一項第六号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、災害のやんだ日から  
三月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その自動車とその取得の日から一月以内に当該  
災害により滅失し、又は損壊したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わな  
ければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の登録番号又は車両番号

三 自動車の取得年月日及び抹消登録年月日

四 減免を受けようとする理由

五 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

8 第一項第七号に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の減免の申請は、災害のやんだ日から  
六月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、その自動車当該災害のやんだ日から六月以内  
に取得した代替車であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出して行わなければなら  
ない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 代替車の取得年月日

三 被災車の登録番号又は車両番号、車名及び型式

四 被災車の取得年月日及び抹消登録年月日

五 減免を受けようとする理由

六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

条 例

2 改正後の第百三条の七第一項第六号及び第七項の規定は、平成十六年八月一日以後に生じた災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車取得について適用する。この場合において、同日以後二の条の施行の前日までの間(以下「特定期間」という。)に生じた災害により滅失し、又は損壊した自動車取得に係る同項の規定の適用については、同項中「災害のやんだ日から三月以内」とあるのは、「香川県条例第四十六号)の施行の日から三月以内」とする。

3 改正後の第百三条の七第一項第七号及び第八項の規定は、平成十六年八月一日以後に生じた災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車取得について適用する。この場合において、特定期間に生じた災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車取得に係る同項の規定の適用については、同項中「災害のやんだ日から六月以内」とあるのは、「香川県条例第四十六号)の施行の日から六月以内」とする。

